給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１０１８２号

東京都板橋区四葉１―10―２

再生債務者　ミルザモジタヘディ　アブドッラー

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月13日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年８月３日まで

平成23年７月20日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１９号

大阪府枚方市楠葉並木１丁目10番１号

再生債務者　一色　直之

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月12日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年８月17日まで

平成23年７月20日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第２１号

大阪市平野区平野本町５丁目14番16号シャルマンフジ・ビルトモアー谷町平野502

再生債務者　鎌野　和子

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月12日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年８月17日まで

平成23年７月20日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成２０年（再ロ）第１２号

鳥取市桂木825番地エストサンセール105号、認可決定時の住所大阪府大東市大野１丁目５番３号　アクティボ住道203号

再生債務者　佐々木啓充

１　主文　本件変更再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年７月12日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年７月15日

大阪地方裁判所第６民事部

法務省共済組合定款の一部変更について

法務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のとおり変更する。

平成 23 年６月 30 日

法務省共済組合代表者

法務大臣　江田　五月

附則第７条の次に次の１条を加える。

（災害見舞金附加金）

第８条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。

⑴　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月

⑵　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月

⑶　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月

⑷　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月

⑸　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月

⑹　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月

附　則

この変更は、平成23年７月１日から施行し、同年３月11日から適用する。

独立行政法人国立印刷局公告

独立行政法人国立印刷局の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年７月 29 日

独立行政法人国立印刷局

理事　山崎　穣一

山崎　穣一

独立行政法人国立印刷局理事に任命する

（以上平成23年７月25日）

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成23年７月14日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、厚生年金保険法第116条、厚生年金基金令第47条第２項の規定に基づき公告します。

平成 23 年７月 29 日

愛知県名古屋市中区栄二丁目５番１号

中央コーポレーション厚生年金基金

清算人　十川　清一

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成23年７月14日をもって清算結了の承認を受けたので、厚生年金保険法第116条、厚生年金基金令第43条の規定により公告します。

１．清算人氏名　十川　清一

２．住所　三重県桑名市長島町千倉367番地

平成 23 年７月 29 日

中央コーポレーション厚生年金基金

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．企業年金基金の名称　新日本石油企業年金基金

２．事務所の所在地　東京都千代田区大手町二丁目６番３号

３．実施事業所の名称及び所在地　ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社　東京都千代田区大手町二丁目６番３号　ＪＸ日鉱日石開発株式会社　東京都千代田区大手町二丁目６番３号　ＪＸ日鉱日石トレーディング株式会社　東京都千代田区大手町二丁目６番３号　ＪＸ日鉱日石インフォテクノ株式会社　神奈川県横浜市中区桜木町一丁目１番地８　ＪＸ日鉱日石ビジネスサービス株式会社　東京都千代田区大手町二丁目６番３号　ＪＸ日鉱日石不動産株式会社　神奈川県横浜市中区桜木町一丁目１番地８　ＪＸ日鉱日石石油基地株式会社　鹿児島県鹿児島市喜入中名町2856番５

４．解散の理由　規約型企業年金への移行

５．本解散は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたもの。

６．確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた年月日

平成23年７月１日

平成 23 年７月 29 日

東京都千代田区大手町二丁目６番３号

新日本石油企業年金基金

理事長　加藤　　仁

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法第89条及び確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　古賀　岳文

２．住所　神奈川県川崎市中原区今井西町203番地１レシオン武蔵小杉Ｃ―307

平成 23 年７月 29 日

東京都千代田区大手町二丁目６番３号

新日本石油企業年金基金

理事長　加藤　　仁